

第14回南幌町農業委員会総会議事録

令和3年7月28日（水）午前9時00分より、役場各種委員会室において第14回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

10	番	山	田		浩
----	---	---	---	--	---

議長 これより、第14回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
山田委員におかれましては、欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。5番 南 委員、6番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第14回南幌町農業委員会総会は、7月28日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第14回南幌町農業委員会総会
は、7月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年6月29日、第13回農業委員会総会を開催した。

7月1日、治水感謝式に会長出席した。

14日、利用調整会議が開催され、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年7月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第1号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が6件でございます。

整理番号3の7の1の買い手は、〇〇〇〇〇〇。売り手は、千葉県〇〇市〇区〇〇〇〇東〇丁目〇〇番地の〇 〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で31,396㎡他、計6筆ございまして、89,222㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の7の2の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で37,642㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の7の3の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で10,161㎡他、計7筆ございまして、115,424㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の7の4の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で17,223㎡他、計8筆ございまして、78,683㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の7の5の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で2,038㎡他、計9筆ございまして、42,600㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号3の7の6の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で22,274㎡他、計5筆ございまして、

106, 291㎡となります。価格につきましては、
〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の決定につ
いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第5 議案第2号 現況証明願いについて**を議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員
会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、
審議願い意見を求める。令和3年7月28日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。現況証明願いにつしまし
ては2件でございます。

1件目の願出者は、札幌市〇〇区〇〇〇丁目〇番地、
〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇番の〇、400㎡。

空知郡南幌町〇〇〇番の〇、397㎡。

空知郡南幌町〇〇〇番の〇、11㎡。

空知郡南幌町〇〇〇番の〇、6.20㎡。

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、400㎡。

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、92㎡。

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、100㎡。

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、90㎡。

空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、87㎡。

空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、340㎡。

空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、10㎡。

公簿地目は田と畑。現況は農地以外、利用状況は雑種地で土地の所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。

2件目の願出者は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

土地の所在が空知郡南幌町〇町〇丁目〇番の〇、1,060㎡。

空知郡〇町〇丁目〇番の〇、354㎡。

公簿地目は田。現況は農地採草放牧地以外、利用状況は宅地で

土地の所有者は、〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。

以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

11 番 議長 11 番

議 長 11 番 背尾委員

11 番 1件目の願い出のあった件ですが、私と鍋山委員、山田委員の3名で事務局の案内により現地調査をいたしました。

現状では、鉄塔が建ち、農地以外として利用しており、今後、田や畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。以上です。

2 番 議長 2 番

議 長 2 番 立川委員

2 番 2 件目の願い出のあった件ですが、私と白倉委員、久保委員の 3 名で事務局の案内により現地調査をいたしました。

現状では、農地採草放牧地以外、住宅地の一画です。今後、田として利用できない状況ですので、願い出のとおり相違ないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 2 号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 3 号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 下限面積（別段の面積）の設定について。
農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得における今年度の下限面積（別段面積）の設定については、以下のとおり提案するので、審議願い議決を求めます。令和 3 年 7 月 28 日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。
下限面積（別段面積）の設定について、農地法では農地を所有する下限面積を北海道では 2 ヘクタール以上と規定されていますが、その設定基準を引き下げるかどうかについて毎年総会で決定して

おります。

別段の面積の設定基準として2つの項目がありまして、農地法施行規則第17条第1項の地域の平均的な経営面積から地域の実情に合わない場合は2ヘクタールから引き下げることができます。

本町の場合、農業者の経営規模は2ヘクタール以上耕作している方が95%を超えていることから変更を行わないとするものです。農地法施行規則第17条第2項につきましては、遊休農地解消のため新規就農者を推進しなければならない場合、下限面積を引き下げることができます。本町では耕作放棄地がありませんので、変更は行わないものです。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第14回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第14回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 9時15分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

5 番

6 番